## 西東京市第2期文化芸術振興計画 重点項目に関する文化芸術振興庁内検討委員会からの総合評価コメント(令和元年度~令和3年度)

	課題	調査表該当項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 市民に身近な鑑賞機会 のあり方	(a)文化芸術に親しむきっかけ づくり	基本方針1「参加のきっかけづくり」 施策2「気軽に文化芸術に親しむことができる機会づくり」	今後も引き続き、市民に身近な鑑賞機会のあり方の一層の充実を図るとと もに、オンラインやデジタル化等の新たな手法の検討や、より効果的な情報発 信に努めるとともに、先を見据えた文化施設のあり方についても検討された	また、オンラインによる事業の実施など、今までとは違うやり方を取り入れ、継続的に取組んでいく姿勢が示されていることなどは評価できる。 引き続き、会場で対面して鑑賞する機会の提供だけでなく、オンラインによ る機会提供も併用していくことにより、それぞれの実施方法の長所を活かし、	令和2年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来通り実施できなかった事業もあるが、オンラインの活用等、事業の実施方法を工夫することで、文化芸術に親しめる機会の提供、文化芸術に親しむきっかけづくりに寄与したことは評価できる。引き続き、オンラインの活用を継続しつつ、対面での鑑賞機会の提供と両立し、子どもから大人まで様々な世代が文化芸術に親しむ入口が広がること、地域文化の形成に繋がることに期待する。
	(b) 子どもの頃から文化芸術に親しめる機会の提供	基本方針1「参加のきっかけづくり」 施策3「子どもが文化芸術に出会うきっかけづくり」			
	(c) 地域の文化資源・人的資源を生かした地域文化の魅力づくり	基本方針4「伝統文化等の継承」 別施策1「文化財の保存・継承と活用」 施策2「地域の特色となる文化芸術の形成」			
	(d) 文化芸術活動を支える拠点の保全と更新に向けた検討	基本方針2「市民が活動しやすい環境づくり」 施策2「市民の文化芸術活動を支える環境づくり (文化施設のあり方)」			
② 文化芸術活動の担い手を広げる取組の推進	(a)活動団体の支援	基本方針3「文化芸術を担う人づくり」 施策1「自立的な文化芸術活動の推進」	各所管課が文化芸術を支える人材の育成と団体支援等を行い、文化芸術 を担う人づくりに取り組んでいることは評価できる。 今後も引き続き、文化芸術を支える人材の育成と活用を進めるとともに、活 ブー動団体同士が交流できる更なる機会づくりに取り組まれたい。	「駅前情報発信プロジェクト」の一環で整備されたLEDビジョンを活用した地域の魅力等の発信は、目標数を超える発信を行ったことや、設置場所が駅前であるという特性を踏まえると、多くの人への訴求効果があったと評価できる。今後、文化芸術に関心を持つ人を増やしていくためには、情報発信により力を入れることが必要である。また、地域で活動していても、広くそのことが知られていないなどの活動者の発掘も大切であることから、積極的な情報発信と、人材の発掘に一層取組むことを期待する。	SNSの活用等、周知方法を工夫することで、市民と地域の文化芸術活動を 結びつける効果的な情報発信に努めたことは評価できる。 今後は、民間事業者や親善大使、発信力のある市民等との連携を検討し、 地域で実施している文化芸術活動等を周知することで、文化芸術の担い手が 増え、担い手の連携によるまちづくりの促進に期待する。
	(b) 文化芸術活動を応援し、支える気運の醸成	基本方針3「文化芸術を担う人づくり」 施策3「文化芸術を支える人材の育成と活用」			
	(c) 活動団体の連携による地域への展開	基本方針3「文化芸術を担う人づくり」 施策4「多様な文化芸術の担い手を広げる取組の推進」 基本方針5「交流による活動の拡大・活性化」 施策3「多様な担い手の連携によるまちづくりへの促進」			
	(d) 市民と地域の文化芸術活動を結びつける効果的な情報発信	基本方針1「参加のきっかけづくり」 施策4「市民に届く効果的な文化情報の提供」			
③ 文化芸術を通したまちづくりへの展開	(a) 文化芸術を通じた市民、地域への効果の共有	基本方針4「伝統文化等の継承」 施策2「地域の特色となる文化芸術の形成」	各所管課が市内大学や関係団体等と連携しながら、他分野と結びつけた文 化芸術活動・交流の促進を図り、交流による活動の拡大・活性化取り組んで いることは評価できる。 今後も引き続き、交流による活動の拡大・活性化を図るとともに、地域の ニーズを把握した連携について検討し、限られた人達だけが関わると認識さ れがちな文化芸術のイメージを広げる取り組みを実施されたい。		他分野との連携した事業を実施し、様々な世代の交流等、共生社会の実現に向けた取組を実施していることは評価できる。 今後は、既存の事業での連携や民間事業者等とのさらなる連携を検討し、地域の特色となる新たな文化芸術の形成、文化芸術を通した人と人との繋がりが増える取組のより一層の促進に期待する。
	(b) 文化芸術の効果を意識した取組の拡大	基本方針5「交流による活動の拡大・活性化」 施策3「多様な担い手の連携によるまちづくりへの促進」			
	(c) 健康や福祉など、他分野と結びつけた取り組みの推進	基本方針5「交流による活動の拡大・活性化」 施策2「他分野と結びつけた文化芸術活動・交流の促進」			
	(d) 共生社会の実現に向けた取組の推進	基本方針5「交流による活動の拡大・活性化」 施策1「障害者や外国人など多様性への理解と交流の促進」			